

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第21号

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

第6条第1号ア中「, MN205~MN204号系統若しくはMN205号系統」を「若しくはMN205~MN204号系統」に、「降車の際, 降車口用」を「運賃を支払う際, 」に, 「, MN205~MN204号系統又はMN205号系統」を「又はMN205~MN204号系統」に改め, 同条同号イ中「乗車の際」を「乗車及び降車の際」に改め, 「乗車口用カードリーダーに接触し, 降車の際, 降車口用」を削る。

第6条の2各号列記以外の部分中「I C 証票」を「I C 証票(特定割引用 I C カードを除く。以下第6条の4まで同じ。)」に改め, 同条第1号中「ただし, I C 証票の S F 残額が, 支払おうとする乗合自動車の運賃に満たないときは, 不足額を当該 I C 証票にチャージした場合に限り, 次号の規定を適用する。」を削り, 同条第2号中「降車口用」を「運賃を支払う際, 」に改める。

第6条の3第1号中「ただし, I C 証票の S F 残額が, 支払おうとする乗合自動車又は京都バスの運賃に満たないときは, 不足額を当該 I C 証票にチャージした場合に限り, 次号の規定を適用する。」を削る。

第6条の4第2号中「降車口用」を「運賃を支払う際, 」に改める。

第8条第1号中「大人」及び「ただし, 小児が大人運賃を減額することを承諾して持参人式 I C 証票を使用する場合も有効とする。」を削る。

第11条第1号中「降車口用」を削り, 同条第3号中「乗車以外の目的で」を削る。

第25条第2項中「降車時に降車口用」を「運賃支払い時に, 「入出場駅」を「入場駅」に改める。

別表第1備考中「第21条」を「第22条」に改める。

附 則

この規程は, 平成30年3月17日から施行する。

(交通局営業推進室)